

控除対象個別帰属調整額の控除明細書（第6号様式別表2の7）記載の手引

愛 知 県

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合は、当該控除未済個別帰属調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 ①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。 ※ 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度において1(1)に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2「控除対象個別帰属調整額 ②」	①欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 …100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 …100分の20 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 …100分の20
3「控除未済額 ④」	②欄の金額から③欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。

欄	記載のしかた
4「当期控除額 ⑤」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれアに掲げる金額がイに掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 ア この明細書の⑤「計」、第6号様式別表2の⑤「計」、第6号様式別表2の2の⑤「計」、第6号様式別表2の3の⑤「計」、第6号様式別表2の4の⑤「計」及び第6号様式別表2の8の④「計」の各欄の金額の合計額 イ 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 ア この明細書の⑤「計」及び第6号様式別表2の8の④「計」各欄の金額の合計額 イ 第6号様式別表1の3の③欄の金額から①欄の括弧内の金額を控除した金額

(7.4)